

## 2025 年度電気事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第 105 条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）(23 社) に対して実施した 2025 度の監査結果の概要は以下のとおり。

### 1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2025 年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

#### ①体制整備等（令和 7 年度電力市場監視機能強化等事業（外部への委託事業））

- ・電気事業法施行規則第 33 条の 15 第 1 項第 2 号において、非公開情報の管理の用に供するシステムとして、「必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること」、「当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること」を満たすことが確保されたものを構築することになっている。
- ・このため、非公開情報の管理の用に供するシステムについて、特定された者のみが当該情報を入手することができることになっているか、ある日時のアクセスログを指定した上で行うログ分析について、2024 年度監査に引き続き 2025 年度監査においても実施した。
- ・なお、当該対象システムについては、2024 年度監査で確認したシステムではなく、まだログの分析ができていない重要なシステムや、前年度のリスク評価においてそのスコアが高いシステムに変更して実施した。

#### ②体制整備等（法令の遵守状況の確認）

- ・2024 年度電気事業監査では、電気事業法施行規則第 33 条の 15 第 1 項第 2 号ロ及びハに定められている非公開情報を入手した者を識別することができる事項（共有 ID の貸出記録など）の記載漏れや、記載誤りの事案があった。
- ・このため、当該法令の観点や遵守状況について、電気事業法に基づく報告徴収（監査調書）の確認事項として新たに追加し、重点的に確認した。

### ③体制整備等（物理的隔絶の確認）

- ・2024年度電気事業監査では、電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号に定められている物理的隔絶について、一般送配電事業者（以下「一送」という。）と、みなし小売電気事業者（以下「みなし小売」という。）が同居するビルのオフィスにおいて確保されていなかった事案があった。
- ・このため、本店の建物を共用し、同じフロア内にある共有スペース（会議室、休憩スペース）やサテライトオフィスについて、物理的隔絶に係る運用ルールが整備・徹底されているか（例：非公開情報を用いた会話をしない、小売職員と同時刻に使用しないための方法等）について、電気事業法に基づく報告徴収（監査調書）の確認事項として新たに追加し、重点的に確認した。

なお、過去の一送の情報漏えい事案を受け、ネットワーク事業監視課においては、処分対象事業者の再発防止に向けた取組状況について、業務改善計画提出日以降1年間を集中改善期間と位置づけてモニタリングしてきたところ。2025年度においても、当該モニタリングの枠組みを生かしつつ、ネットワーク事業監視課と総合監査室が協力の上、各社の内部統制の整備・運用状況を引き続き確認した。

## 2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2024事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2025年度中に実施したものの。

## 3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等における現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

### 【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	20	—	—	—	—	—
オンライン監査実施数	19	—	—	—	—	—
書面監査実施数	2	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23

現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	20
オンライン監査実施数	—	—	—	—	—	19
書面監査実施数	—	—	—	—	—	2

※現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

#### 4. 監査の内容

##### ①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

##### ②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

##### ③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

##### ④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

##### ⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

##### ⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

⑦その他必要な事項に関する監査

電気事業法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2025 年度において実施した監査の結果、5 事業者において 10 件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第 66 条の 12 第 1 項及び改正法附則第 25 条の 6 第 1 項の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 第 1 項及び改正法附則第 25 条の 7 第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

(単位：件)

	件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・工事費負担金の長期未精算 ・接続検討の回答期限の超過	4
② 財務諸表に関する監査	—
③ 部門別収支に関する監査	—
④ 託送供給等収支に関する監査 <例> ・需給調整市場での調整力の一部調達における託送収支対象項目の計上誤り	1
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・一送とみなし小売等の特定関係事業者との共有会議スペースについて、物理的隔絶に不備があった ・システムへのアクセスログの記録及び保存が省令の要件を満たしていなかった ・システムのアクセス権限の付与を法人単位としていたため、非公開情報を入手した者を識別できなかった ・システムにおいて利用していない保守用ユーザIDが削除できていなかった	5 ※
⑦ その他必要な事項に関する監査	—
合 計	10

※令和 7 年度委託事業分を含む

## 関 係 条 文

### ○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

#### （勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

#### 2・3 （略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

#### 2・3 （略）

#### （監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

#### （報告の徴収）

第百六条 （略）

#### 2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

#### 4～13 （略）

#### （立入検査）

第百七条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。
- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）[抜粋]

(権限の委任)

第四十七条 1～3 (略)

4 次の表の上欄に掲げる法第百十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第百五条の規定に基づく権限	供給区域又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
二 (略)	

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）[抜粋]

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第二条 (略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣

に提出しなければならない。

3～5 (略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第

二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

- 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この附則の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

## 2025年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名			根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、非公開情報を入力した日時の記録及び保存ができていなかった。 また、別のシステムでは、システムへのアクセスログ情報の大部分が記録されておらず、5年間保存もされていなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
2	約款の運用等	工事費負担金の長期未精算	同一事業者から、複数の地点への託送供給申込みがあり、これらの工事費負担金の精算の際、類似案件であったことから、申込案件の精算に係る書類を取り違えたことにより、託送供給等約款に定めているとおり、工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款に定めている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (工事費負担金の精算)
3	体制整備等	物理的隔絶の不備	特定関係事業者と同居しているビルのフロアに設置されている共用スペースは、特定関係事業者の社員も利用できる状態であるが、物理的隔絶が確保されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号イ

## 2025年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名			根拠規定
			発見された事実	指導内容	
4	体制整備等	物理的隔絶の不備	特定関係事業者と同居しているビルのフロアに設置されている共用スペースは、特定関係事業者の社員も利用できる状態であるが、物理的隔絶が確保されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号イ
5	託送供給等収支	託送収支対象項目の計上誤り	需給調整市場での調整力の一部調達において、託送収支対象商品と託送収支外対象商品を逆に計上し、これにより託送収支計上金額の誤りが生じた。	電気事業託送供給等収支計算規則別表第12.に基づき適切に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則別表第12.

## 2025年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名			根拠規定
			発見された事実	指導内容	
6	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款において定めている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定めている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
7	約款の運用等	工事費負担金の長期未精算	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定めているとおり、工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款に定めている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (工事費負担金の精算)
8	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、一部当該権限の付与を法人単位としていたため、非公開情報を入手した者を識別できなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
9	約款の運用等	工事費負担金の長期未精算	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定めているとおり、工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款に定めている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (工事費負担金の精算)
10	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、保守用ユーザIDの削除漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ